

第24回

島原市農業委員会総会議事録

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。

（発言そのものの記載ではありません。）

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

平成28年5月30日（月）午後4時00分より

於：島原市有明庁舎3階大会議室

第 2 4 回 島原市農業委員会総会

1. 開会日時 平成 2 8 年 5 月 3 0 日 (月) 1 6 時 0 0 分

2. 閉会時間 平成 2 8 年 5 月 3 0 日 (月) 1 6 時 3 4 分

3. 開催場所 有明庁舎 3 階大会議室

4. 出席委員者の数 2 7 名

5. 欠席委員者の数 4 名

6. 議案

- | | |
|---------|---|
| 第 1 号議案 | 農地法第 3 条第 1 項 (所有権移転) の規定による許可申請について |
| 第 2 号議案 | 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 第 3 号議案 | 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 第 4 号議案 | 非農地証明願について |
| 第 5 号議案 | 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画 (案) について |
| 第 6 号議案 | 平成 2 7 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価 (案) について |

7. 報告事項

- | | |
|---------|----------------|
| 報告第 1 号 | 合意解約通知書について |
| 報告第 2 号 | 使用貸借解約通知書について |
| 報告第 3 号 | 農地基本台帳登載申請について |
| 報告第 4 号 | 新規就農者について |

午後 4 時 0 0 分開始

議長

それでは、只今より、第24回島原市農業委員会の総会を開催します。

本日、・番・・・・・・委員、・・番・・・・・・委員、・・番・・・・・・委員、・・番・・・・・・委員は所要の為、欠席との連絡がっております。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会会議規則 第14条第2項の規定により、議長が指名することになっており、・・番・・・・・・委員、・・番・・・・・・委員を指名します。

議長

第1号議案 農地法第3条（所有権移転）の規定による許可申請の1番から5番を上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条（所有権移転）の規定による許可申請の1番から5番について説明します。

1番の譲渡人は、・・の・・・・・・さん、譲受人は、・・の・・・・・・さんです。畑1筆230平方メートルを第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の2番と交換するための申請です。

取得後の耕作面積は8,070.10平方メートルで、農機具は、コンバイン1台、トラクター1台、軽トラック1台、管理機1台、田植機1台の農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

次に、2番の譲渡人は、・・の・・・・・・さん、譲受人は、・・の・・・・・・さんです。畑1筆172平方メートルを第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の1番と交換するための申請です。

取得後の耕作面積は6,501平方メートルで、農機具は、耕うん機1台、管理機1台の農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

次に、3番の譲渡人は、・・の・・・・・・さん、譲受人は、・・・・・・の・・・・・・さんです。畑1筆888平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は8,590平方メートルで、農機具は、トラクター1台、動噴1台、管理機1台、トラック1台の農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

次に、4番の譲渡人は、・・の・・・・・・さん、譲受人は、・・の・・・・・・さんです。畑1筆49平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は1,567平方メートルで、農地法第3条第2項第5号の下限面積50アールに達しておりませんので、本来なら農地の取得はできませんが、農地取得の不許可の例外、農地法施行令第2条第3項第3号の「その位置、面積、形状等から、隣接する農地と一体として利用し

なければ利用することが困難と認められる農地」に該当するため取得が可能と判断しております。

また、新規就農申請・計画書が提出されており、農機具は耕うん機1台を・・・在住の農業者の親戚より借り受ける計画をされており、すべての許可要件を満たしております。

次に、5番の譲渡人は、・・・の・・・さん、譲受人は、・・・の・・・さんです。畑2筆916平方メートルを贈与するための申請です。

取得後の耕作面積は21,905平方メートルで、農機具は、トラクター1台、ホイルローラー1台、田植機1台、コンバイン1台、トラック1台の農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

なお、譲受人は、市外のため、事務局より現地調査の結果と補足説明を行います。

5番の譲受人は、農家で23年の農作業暦があります。

妻と母の3人で農業を営んでおり、水稻、イチゴ、ブロッコリー、スイートコーンを作付し、通作距離は車で3分ということで、問題なしと判断しております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。1番については、・・・番・・・委員が欠席しておりますので、私の方で、報告します。

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の1番について報告します。

1番の譲受人は、農家で60年の農作業暦があります。

子と2人で農業を営んでおり、水稻、バレイショ、ダイコンを作付し、通作距離は徒歩で1分ということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

次に2番についても、私の方で、報告します。

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の2番について報告します。

2番の譲受人は、兼業農家で20年の農作業暦があります。

母と2人で農業を営んでおり、水稻、じゃがいもを作付し、通作距離は徒歩で5分ということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

次に3番について、・・・番・・・委員

現地調査員

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の3番について報告します。

3 番の譲受人は、農家で 44 年の農作業暦があります。

妻と 2 人で農業を営んでおり、イチゴ、西瓜を作付し、通作距離は車で 6 分ということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

次に 4 番については、・・・番・・・ 委員が欠席しておりますので、私の方で、報告します。

第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請の 4 番について報告します。

4 番の譲受人は、会社員で農作業暦はありませんが、新規就農申請・計画書が提出されており、栽培計画では、水稻、にんじん、じゃがいもの作付、技術・営農指導は・・・在住の農業者の親戚に指導を受ける計画をされております。

通作距離は徒歩で 3 分ということで、問題なしと判断しております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第 1 号議案の 1 番から 5 番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、1 番から 5 番は許可することに異議ありませんか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第 1 議案 農地法第 3 条（所有権移転）の規定による許可申請の 1 番から 5 番は許可することに決定します。

次に、第 2 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請の 1 番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第 2 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請の 1 番について説明します。

1 番の申請人は・・・の・・・さんで、申請地 1 筆 530 平方メートルに、木造平屋建て住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域であることから、第 3 種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。
以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。
・・・番　・・・　委員

現地調査員

第2号議案　農地法第4条の規定による許可申請の1番について報告します。

1番の申請地は・・・の一角にあり、北側及び西側は道路、東側は宅地、南側は水路を挟んで農地となっております。

雨水は溜枥を経由して道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ流すとなっており、問題なしと見て参りました。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第2号議案　農地法第4条の規定による許可申請の1番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案　農地法第4条の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第2号議案　農地法第4条の規定による許可申請の2番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案　農地法第4条の規定による許可申請の2番について説明します。

2番の申請人は・・・の・・・さんで、申請地681.25平方メートルに、木造平屋建て農業用作業場を建築したいとの申請です。

申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で、土地改良法第2条第2項に規定する土地改良事業の

区域内にある農地（農地法施行令第5条2号）で、第1種農地と判断され、本来であれば農地転用は不許可になりますが、農地法第4条第6項の農地転用の不許可の例外（農地法施行令第4条第1項第2号イ「農業用施設、農畜産物処理加工販売施設その他農業振興に資する施設の用に供されるもの」）に該当するため、許可が可能と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・番　・・・・・・　委員

現地調査員

第2号議案　農地法第4条の規定による許可申請の2番について報告します。

2番の申請地は・・・の一角にあり、北側は水路を挟んで道路、東側は道路、南側は水路を挟んで農地、西側は宅地となっております。

雨水は自然流下で水路放流するということで、問題なしと見て参りました。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第2号議案　農地法第4条の規定による許可申請の2番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の2番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案　農地法第4条の規定による許可申請の2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第3号議案　農地法第5条の規定による許可申請の1番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請1番について説明します。

1番の譲渡人は・・・の・・・さん、譲受人は・・・の・・・さんで、申請地221平方メートルを譲り受け、木造平屋建て作業場を建築したいとの申請です。

申請地は、農振地域内の農用地外で農地の集団性が10~~ヘクタール~~未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

なお、現地調査委員より、配置図では自然流下と小さな浸透枥では隣接地に被害が及ぶおそれがあるとの指摘がありましたので、代理人に連絡しましたところ、別紙配置図のとおり大きい浸透枥を2つ設置し、下の隣接地への被害を出さないということで変更の申請がありました。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・番 ・・・ 委員

現地調査員

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番について報告します。

1番の申請地は・・・の一角にあり、北側及び西側は宅地、東側及び南側は農地となっております。

雨水は自然流下ということでしたが、現地調査時に指摘した事項については、事務局より説明があったとおり変更されるのであれば、問題なしと判断します。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請1番について、ご意見等がありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の2番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請2番について説明します。

2番の譲渡人は・・・の・・・さん、譲受人は・・・の・・・さんで、申請地500平方メートルを譲り受け、木造平屋建て住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地（農地法施行令第12条1号）で、第1種農地と判断され、本来であれば農地転用は不許可になりますが、農地法第5条第2項の農地転用の不許可の例外（農地法施行令第11条第1項第2号イ（農地法施行規則第33条4号「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続されるもの」））に該当するため、許可が可能と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・番 ・・・ 委員

現地調査員

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の2番について報告します。

2番の申請地は・・・の一角にあり、東側は農地、南側は譲渡人の農地、西側は道路となっております。

雨水は溜枥を經由して道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を經由して道路側溝へ流すとなっております、問題なしと見て参りました。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請2番について、ご意見等ありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等ありませんので、第3号議案の2番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第4号議案 非農地証明願いの1番について上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 非農地証明願いの1番について説明します。

1番の申出人は・・・の・・・さんで、申請地は昭和46年月日不詳頃から隣接地と一緒に豚舎の敷地として利用されていましたが、平成27年7月日不詳に取り壊されています。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・番 ・・・ 委員

現地調査員

第4号議案 非農地証明願いの1番について報告します。

1番の申請地は・・・の一角にあり、北側及び東側は雑種地、南側は道路、西側は申請者の雑種地となっております。

以前は豚舎敷地として利用されていたので、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第4号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の1番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第４号議案の１番は非農地証明書を交付することに決定します。
次に、第４号議案 非農地証明願いの２番について上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局

第４号議案 非農地証明願いの２番について説明します。

２番の申出人は・・・・・・の・・・・・・さんで、申請地は昭和１９年に疎開したときには、乾燥室、馬小屋、倉庫用敷地として利用されていましたが、乾燥室、馬小屋、倉庫は昭和５０年頃に取り壊され、現在も庭及び駐車場として利用されております。また、・・・番・及び・・・番・は平成５年頃、区画の変更がされて・・・番・の住宅用地と一体に利用されています。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。
・・・番　・・・・・・　委員

現地調査員

第４号議案 非農地証明願いの２番について報告します。

２番の申請地は・・・の一角にあり、北側及び南側は宅地、東側は道路、西側は水路を挟んで農地となっております。

現地を見ますと、宅地として利用されております。以前は乾燥室等の敷地として利用されていたことを登記簿等で確認しましたので、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第４号議案の２番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第４号議案の２番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第４号議案の２番は非農地証明書を交付することに決定します。

次に、第５号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局

第５号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について説明します。

農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づき、農用地利用集積計画（案）の承認を得ようとするものであります。

利用権設定については、議案集５ページから８ページに記載のとおりで

耕作権の新規設定	７件	９筆	１０，０２１．００㎡
----------	----	----	------------

耕作権の再設定	１４件	３７筆	３７，４１８．００㎡
---------	-----	-----	------------

合　　計	２１件	４６筆	４７，４３９．００㎡
------	-----	-----	------------

です。

次に、農業経営基盤強化促進法による所有権移転については、議案集９ページに記載のとおりで、
４件　６筆　４，４８４．２４㎡です。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第５号議案　農用地利用集積計画（案）を承認することに決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

ご異議がないようですので、第５号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）は承認することに決定します。

次に、第６号議案、について上程します。　事務局の説明を求めます。

事務局

第６号議案、平成２７年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・
評価（案）について説明します。

この点検・評価につきましては、「農業委員会の適正な事務実施について」の通知に、農業委員会

の役割や事務等が明記されており、その中に農業委員会は毎年当該年度の活動に対する点検・評価を行うよう定めてあります。

そこで、農業委員会で案を作成し、ホームページ等により公表して、30日以上の意見及び要望等の募集期間を設けて、地域の農業者等から意見聴衆をするようになっております。

その後、意見及び要望を踏まえ、補正の上5月末までに「今年度の点検・評価結果」を決定し、これをホームページ等により公表するようになっております。

今年の3月の総会で農業委員の皆さんにお諮りしました「平成27年度の活動の点検・評価を、4月4日から5月3日までの30日間、市のホームページに掲載し、意見募集を行いました。

その結果、特に意見等はありませんでした。

つきましては、別添①の資料のとおり「平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」に、地域の農業者等からの意見等の欄に「なし」、地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定欄に評価の案のとおりとして正式に決定してよろしいか、ご審議のほど、よろしく願います。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、平成27年度の活動の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」について原案どおり決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

ご異議がないようですので、第6号議案は原案どおり決定します。

議長

次に、報告事項です。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第1号、合意解約通知書について報告します。

議案集11ページに記載のとおりで、3件 7筆 5,180.00㎡の届けがありました。

次に、報告第2号、使用貸借解約通知書について報告します。

議案集は同じく11ページに記載のとおりで、1件 1筆 1,566.00㎡の届けがありまし

た。

次に、報告第3号、農地基本台帳登載申請については、議案集12ページに記載のとおりで、4件6筆 2,139.70㎡の届けがありました。

なお、現地確認は、平成28年5月6日に、・・・番・・・委員に、平成28年5月20日に、・・・番・・・委員に、平成28年5月23日に、・・・番・・・委員、・・・番・・・委員に確認していただいています。

次に、報告第4号、新規就農者については、同じく議案集は12ページに記載のとおりで、1件の届けがありました。

以上で報告を終わります。

議長

ただいまの報告に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

以上で第24回島原市農業委員会に付議されました案件はすべて議了しました。

これで、第24回島原市農業委員会総会を閉会します。

午後4時34分